

様式第 1 号の 2

県証紙をは
ること。

年 月 日

山形県知事 殿
(保健所長)

開設者 住所又は所在地
電話 ()
氏名又は名称及び代表者氏名

病院 (診療所) 開設許可申請書

下記のとおり病院 (診療所) の開設を許可されるよう申請します。

記

1 名 称		
2 開設の場所	電話 ()	
3 診療科目		
4 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師以外の場合	開設の目的	
	維持の方法	

5 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものである場合

開設、管理又は勤務の別	名 称	開 設 の 場 所	開設しようとする病院 (診療所) の管理方法

6 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であつて、同時に 2 以上の病院又は診療所を開設しようとするものである場合

名 称	開 設 の 場 所	2以上の病院（診療所）の それぞれの管理方法

7 管理者氏名

8 従業者の定員

医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 師	診 療 線 エ ク ス 技 師	臨 床 検 査 師	衛 生 検 査 師	理 学 療 法 士	作 業 療 法 士	管 理 栄 養 士 又 は 栄 養 士	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	看 護 補 助 者		計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		人

9 敷地の面積 m^2

10 建物の構造概要

構 造	階 数	建 築 面 積	延 べ 床 面 積
造	階	m^2	m^2

11 廊下の幅

建 物 別 名 称	平面図上 の 位 置	片 側 廊 下 (内のり)	中 廊 下 (内のり)	建 物 別 名 称	平面図上 の 位 置	片 側 廊 下 (内のり)	中 廊 下 (内のり)
		m	m			m	m

12 階段の構造

建物別 名 称	屋 内 直 通 階 段							病室の あ る 最上階	避難 階段 の数	備 考
	平面図上 の位 置	用途	幅 (内のり)	踊 場 (内のり)	けあげ	踏面	手す りの 有無			
			m	m	m	m		階		

13 診察室

科 名	平面図上 の 位 置	面 積	処置室と兼 用の有無	科 名	平面図上 の 位 置	面 積	処置室と兼 用の有無
科		m ²		科		m ²	

14 処置室

処置室名	平面図上 の 位 置	面 積	備 考	処置室名	平面図上 の 位 置	面 積	備 考
		m ²				m ²	

15 手術室及び準備室

	平面図上 の 位 置	面 積	構 造 設 備				
			手術台	内 壁	照 明	暖 房	清潔な手洗い
手 術 室		m ²	台				
準 備 室		m ²					

16 臨床検査施設

室 名	平面図上 の 位 置	面 積	検査の内容及び設備の概要	備 考
		m ²		
		m ²		

17 エックス線装置及び使用室

設置を予定しているエックス線装置							
製作者名	型 式	用 途	設置場所	エックス線高電圧発生装置の 定格出力			
				変 圧 器 式		蓄 放 式	
				連 続	短時間	等価容量	最高充 電電圧
				k V p mA	k V p mA	μ F	k V
使 用 室							
室 名	平面図上 の 位 置	面 積	1 週間の延 べ使用時間	操作場所	防護設備の概要		
		m ²	時間				
		m ²	時間				

18 診療用放射線装置等及び使用室等

設置を予定している装置等				
	装 置 等 の 内 容			
診療用高エネルギー 放射線発生装置				
診療用粒子線照射装 置				
診療用放射線照射装 置				
診療用放射線照射器 具				
放射性同位元素装備 診療機器				
診療用放射性同位元 素又は陽電子断層撮 影診療用放射性同位 元素				
使用室、貯蔵施設、廃棄施設				
室 名	平 面 図 上 の 位 置	面 積	1 週間の延 べ使用時間	防護設備の概要
		m ²	時間	
		m ²	時間	

19 調剤所

平面図上の位置	面積	採光面積	外気開放面積	冷暗所の構造	調剤のための器具	麻薬金庫の有無
	m ²	m ²	m ²			

20 消毒施設（被服及び寝具）

平面図上の位置	面積	消毒の方法
	m ²	

21 給食施設

調理室				冷蔵庫	食器消毒設備・方法	食品貯蔵庫の構造	職員専用便所の有無
平面図上の位置	面積	床の構造	手洗い設備の有無				
	m ²			台			

22 洗濯施設

平面図上の位置	面積	洗濯の方法
	m ²	

23 分べん室及び新生児入浴施設

	平面図上の位置	面積	構造設備の概要
分べん室		m ²	
新生児入浴施設		m ²	

24 療養病床を有する病院に設ける施設

名称	平面図上の位置	面積	構造設備の概要
機能訓練室		m ²	
食堂		m ²	
浴室		m ²	
談話室		m ²	(共用の場合にあつては、共用する他の用途を記載すること。)

25 歯科技工室

平面図上の位置	面積	構造設備の概要	防火及び防塵設備の概要
	m ²		

26 病床数及び病室の構造概要

病 床 数											
精 神		感 染 症		結 核		療 養		一 般		計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
病 室 の 構 造 概 要											
病棟別	階 別	病床の種 別	病室番号	病床数	床 面 積 (内のり)	1 床当たり床面積	採光面積	外気開放面積	天井高		
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m		

27 便 所

平面図上の位置	面 積	水洗・くみ取りの別	構 造	平面図上の位置	面 積	水洗・くみ取りの別	構 造
	m ²				m ²		

28 その他の施設

名 称	平面図上の位置	面 積	名 称	平面図上の位置	面 積
看護師勤務室		m ²			m ²
宿 直 室					
事 務 室					

29 汚水排出概要（病院開設の許可を受けようとする場合であつて、当該病院の汚水（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の5第1項に規定する汚水）を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域に排出しようとするときのみ記載すること。）

汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称	
汚水を排出しようとする場所	
汚水の排出の方法	
排出しようとする汚水の量	
排出しようとする汚水の水質	
排出しようとする汚水の処理の方法	

30 患者入院予定数

	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	計
入 院 患 者 数	人	人	人	人	人	人

31 開設予定年月日

年 月 日

備考

- 1 病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人（次項において「病院又は診療所の継承者」という。）は、第9項から第25項まで、第27項及び第28項に掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
- 2 次の書類を添付すること。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、病院又は診療所の継承者は、次の（5）及び（6）に掲げる書類のうち変更がない書類の添付を省略することができる。
 - （1） 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）
 - （2） 開設者が医師法第7条の2第1項の規定による命令又は歯科医師法第7条の2第1項の規定による命令を受けた者（以下「再教育研修者」という。）であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）
 - （3） 管理者の臨床研修修了登録証又は免許証の写し（臨床研修修了登録証又は免許証を提示したときは省略することができる。）及び履歴書
 - （4） 管理者が再教育研修者であるときは、再教育研修修了登録証の写し（再教育研修修了登録証を提示したときは省略することができる。）
 - （5） 敷地の平面図及び周囲の見取図
 - （6） 建物の平面図（各室の用途を示し、病室にあつてはその区分（精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときに限る。）、病室番号及び病床数を明示し、療養病床を有する病院にあつては規則第1条の14第1項第12号の2に掲げる施設を明示すること。）
 - （7） 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
 - （8） 病院の汚水を公共水域に排出しようとする開設者にあつては、汚水排出経路概要図（污水处理系統を含む。）